

公益社団法人新潟県農林公社林業労働力確保支援センター事業助成金交付要綱

第1 目的

この要綱は、農林業の振興を図るため、代表理事が適当と認める者が行う別表1に掲げる事業に要する経費に対し、予算の範囲内において助成金を交付するときの、助成金の交付の申請、決定及び給付等に関する事項を定めることを目的とする。

第2 交付基準

この助成金は、別表1の基準により交付するものとする。

第3 交付の条件

経費の配分及び事業の内容を変更する場合には、代表理事の承認を受けること。

2 事業を中止し、又は廃止する場合には、代表理事に届け出ること。

3 事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難となった場合には、すみやかに代表理事に報告して、その指示を受けること。

4 助成事業に係る収入及び支出を明かにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を助成事業終了の翌年度から起算して、5年間保管しておかなければならないこと。

5 この助成事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行わなければならないこと。

6 その他代表理事が必要と認める事項

第4 交付申請

助成金の交付を受けようとする者は、別記様式第1号の事業助成金交付申請書を、別に定める期日までに代表理事に提出しなければならない。ただし、交付決定の変更を申請する場合は、別記様式第2号の事業助成金変更交付申請書によるものとする。

第5 交付決定

代表理事は、前条の書類を受理したときは、当該申請に係る書類等を審査し、適当と認めるときは交付を受けようとする者に、その決定の内容及びこれに付した条件を、交付しない旨の決定をした場合においては、その旨及び理由をそれぞれ通知するものとする。

第6 申請の取下げ

交付決定の通知を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定通知を受理した日から起算して10日以内に、申請の取下げをすることができる。

第7 決定の取り消し

代表理事は、交付決定をした後において、次の各号に該当する事態が発生したときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

1 交付決定後生じた事情の変更により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

2 助成事業者の義務違反

第8 事業の中止又は廃止の届け出

助成事業者は、第3第2項の規定により代表理事に届け出ようとする場合には、事業

を中止し、又は廃止しようとする日の 10 日前までに別記様式第 3 号による事業の中止又は廃止の届け出書を代表理事に提出しなければならない。

第 9 実績報告

助成事業者は、助成事業が完了したとき（助成事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、別記様式第 4 号の事業実績報告書を添付し、別に定める期日までに代表理事に報告しなければならない。

第10 助成金の額の確定等

代表理事は、第 9 の実績報告書を受領した場合において、その報告に係る助成事業等の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金等の額を確定し、当該助成事業者に通知しなければならない。

第11 是正のための処置

代表理事は、助成金の交付の決定を取消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

- 2 代表理事は、助成事業者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、すでにその額をこえる助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

第12 助成金の返還

代表理事は、第 7 の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取り消しに係る部分に関し、すでに助成金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

第13 届け出事項

助成事業者が住所又は名称を変更した場合には、すみやかに代表理事に届け出なければならない。

附則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この要綱は、平成10年 4 月 1 日から実施する。

附則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この要綱は、平成 29 年 5 月 12 日から施行し、平成 29 年度の助成金から適用する。

附則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この要綱は、令和 3 年 4 月 2 2 日から実施する。

附則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。